



## 調達・契約業務の概要

### 予算及び調達体制の概要

政府開発援助(ODA)予算は、二国間協力と国際機関に対する出資に分類でき、二国間協力の予算は、貸付を除き無償資金協力和技術協力で分かります。

調達部では、技術協力実施に必要な資機材及びコンサルタント等を公正性、競争性、透明性を確保しながら調達及び契約しています。資機材調達額は年間49億円程度(平成17年度実績)で、開発途上国政府からの要請に基づいて選定し、調達部が手続きを行います。年間調達額の2割程度が本邦で調達され、開発途上国に輸送されます。残りの半分は現地調達として、各開発途上国のJICA事務所等で調達されています。また、JICAは、開発途上国政府の要請による開発調査、無償資金協力を具体化するための調査、技術協力の為の役務提供等を「コンサルタント等契約」に基づき実施しています。調達部はこれらコンサルタント等の選定・契約も行っています。コンサルタント等の契約金額は、年間約320億円程度(平成17年度実績)になります。

その他、調達部では、資機材及びコンサルタント等の調達・契約以外にも、本部で使用する物品や様々な役務契約を行っています。更に、国内18か所にあるJICA国際センター等でも調達・契約を行っています。

### 調達・契約方法

上記予算は、JICAに政府から運営交付金として支出されるため、JICAは政府の経理・契約のルールである「会計法」及び「予算決算及び会計令」に準じ「独立行政法人国際協力機構会計規程」「一般契約事務取扱細則」等を制定し、その規程に従って調達・契約業務を行っています。調達・契約手続き概要は、次の項目(「資機材等の調達」「コンサルタント等の調達」)で図表を使って説明しています。また、これらの調達手続きは規程に従って実施されていますが、外部から「調達ガイドライン」の問い合わせが多いため、主要規程を抜粋編集した「資機材等調達の主要規程(ガイドライン)」、「[コンサルタント等契約事務取扱細則](#)」を作成しました。概要はこの後に続く説明を、詳しくは上記「主要規程(ガイドライン)」を、すべてを知りたい方は[法令・規程集](#)の「第2編内部規程等第3章第1節財務・会計及び第3章第3節契約」を参照願います。

### 資機材等の調達

JICA本部では資機材・物品等の調達に関して原則として予定価格が500万円を超える契約について一般競争入札を行っています。その手続きフロー(概要)は[資機材調達契約フローチャート](#)のとおりです。なお、入札に参加するためには、事前の資格審査が必要です([事前資格審査制度](#))。

海外向け資機材調達の公示については、基本的には毎週水曜日に公示コーナー(JICA本部1階調達部受付カウンター)に公示し、同様の内容を原則毎週水曜日にホームページ上に公表しています。また、過去2年間の公示と選定結果を、本ホームページで閲覧できます。

### コンサルタント等の調達

コンサルタント等の調達については、「高度な業務を実施できるコンサルタント等」を「適正な対価」で調達しなければなりません。JICAはそのためにプロポーザル方式による選定・契約を行い、公正性と競争性の確保に努力してきました。コンサルタント選定の標準手続きフロー(概要)は、別紙[業務実施契約フローチャート](#)及び[役務提供契約フローチャート](#)のとおりです。公示案件に関心があるコンサルタント等は「関心表明」を提出していただきますが、事前に資格審査が必要です([事前資格審査制度](#))。

### その他の調達

JICAが事務所で使用する物品、役務及び建設等の契約も、本部及び各国際センター等で行っています。調達する物品、役務及び建設等で仕様・設計等に基づいて価格を決定できる案件については入札を行い、アイデア・企画力・創造性をより重要とする調達については[プロポーザル方式による選定・調達](#)を準用して調達を行い、公正性と競争性を確保しています。

### 技術協力(調達部の調達)と無償資金協力の資機材調達方法の違い

政府開発援助予算は、二国間協力と国際機関に対する拠出に分かれ、二国間協力のうち、貸付を除く贈与については、技術協力和無償資金協力の予算に分かれます。

このうち、技術協力予算のおおよそ半分である約1,601億円(平成17年度)がJICAの予算です。JICA調達部は、JICAが実施する技術協力が必要とされる資機材を先方政府の要請に基づいて調達しています。なお、残りの半分は、各省庁が実施する技術協力予算です。

無償資金協力の予算は約1,765億円(平成17年度)で、外務省が所掌する予算となっています。無償資金協力は、外務省が途上国に資金を無償提供し、その資金で途上国政府が日本企業と契約を締結し、直接資機材の調達を行っています。

JICAは外務省が実施する無償資金協力の事前の調査を行っています。調達部は、事前の調査業務実施コンサルタントを選定・契約しています。

#### 資機材の調達方式の比較(典型例)

	技術協力 (JICA予算分)	無償資金協力 (JICAが事前の調査を担当しているもの)
予算	JICA	外務省
案件要請	開発途上国政府(供与機材に関し)	開発途上国政府
機材選定	協力案件又は年度ごとに開発途上国政府が要請し、外務省の確認をもって選定	開発途上国政府が日本のコンサルタント等に委託し機材を選定
契約手続き実施者	JICA	開発途上国政府
公告	ホームページ、各国際センター等	開発途上国政府が契約したコンサルタント等の助言を得ながら公告媒体を選択
入札結果公表	JICA本部1階調達部受付カウンターの公示コーナー、ホームページで入札結果を公開	開発途上国の合意を得た案件について、外務省の要請によりJICAが入札結果をJICA本部総合受付奥の公示コーナーで公開
発注者	JICA	開発途上国政府
主な受注者	本邦企業(本邦で購入し、送付する場合)	本邦企業
支払い	JICAが受注企業に直接支払う	途上国政府が、外務省から贈与された資金を受注企業に支払う
調達物品内容	技術協力で使用する資機材	先方政府が要請した建物、構造物、建設のための資機材及び建物で使用する資機材
契約規模	1契約あたり数十万～数千万円	1契約あたり数千万～数億円

無償資金協力案件の国際約束(交換公文=Exchange of Notes=E/N)後は、途上国政府が進める入札手続き補助のために、開発途上国政府は本邦コンサルタントと契約します。無償資金協りに係る公示・公告は業界で広く購読されている新聞等に掲載されているのが一般的です。

以上のとおり、無償資金協力の入札・契約手続きについては開発途上国政府が主体となって実施されます。なお、情報公開等の便宜を図るため、外務省からの要請を受け、相手国政府が公開すべき入札結果をJICA本部1階調達部受付カウンターの公示コーナーに備えています。

#### プロポーザル方式によるコンサルタント選定

調査能力・アイデア・企画力・創造性が求められる調査等の案件では、技術力や企画力が極めて重要になります。そのため、コンサルタント選定の規程(「コンサルタント等契約事務取扱い細則」)では、プロポーザル方式を「技術提案書(プロポーザル)に基づき、コンサルタント等の所有する高度な成果を達成し得る能力等を評価することによって競争的に契約の相手方を選定する方式」と規定しています。

公示に対して、JICAはプロポーザル提出を依頼します。複数委員によるプロポーザル評価の結果1位になった者が第1位の契約交渉権を得ます。契約交渉にて合意に達しない場合は、第2位の者と交渉します。

以上